

## 196. 県民所得に対する税負担……(昭和37～44年度)

(単位 金額 100万円) 国税は東京国税局, 県税は税務課, 市町村税は地方課の資料により統計課において算出作成した。

年 度	県民所得	国 税		県 税		市 町 村 税		県民1人あたり税額 (円)			
		税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	計	国 税	県 税	市町村税
昭和37年度	376 164	18 649	5.0	8 598	2.3	10 937	2.9	15 707	7 671	3 537	4 499
38	455 485	22 797	5.0	10 991	2.4	12 675	2.8	18 453	9 054	4 365	5 034
39	540 997	29 108	5.4	13 820	2.6	15 702	2.9	22 455	11 148	5 293	6 014
40	674 617	30 623	4.5	16 590	2.6	18 461	2.9	24 306	11 334	6 140	6 832
41	795 089	52 481	6.6	20 294	2.6	20 794	2.7	33 688	18 898	7 305	7 485
42	989 766	69 960	7.1	24 564	2.5	25 899	2.6	41 563	24 216	8 446	8 901
43	1 215 335	94 189	7.8	32 027	2.6	31 533	2.6	52 408	31 292	10 640	10 476
44	1 515 357	123 787	8.2	41 619	2.7	39 254	2.6	64 682	39 123	13 153	12 406

- 資料 統計 課 注) 1. 「県民1人あたり税額」にもちいた人口は国勢調査人口または推計人口  
 2. 国税は県内税務署で取扱った徴収決定額に本県より東京都へ通勤する勤労者の所得から源泉徴収される所得税(推計)をプラスした額から, 東京都より県内へ通勤する勤労者の所得税(推計)をマイナスしたものを国税額とした。なお, 所得税の推計は県統計課において行なったものである。  
 3. 県民所得の昭和39年以前は旧推計である。